

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2024 年 6 月 27 日	
都道府県知事 (市長)	殿
提出者	
住 所 旭川市曙1条1丁目1番1号	
氏 名 旭川赤十字病院 院長 牧野 憲一 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0166-22-8111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	旭川赤十字病院
事業場の所在地	旭川市曙1条1丁目
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	一般病院
② 事業の規模	520床 (内70床休床)
③ 従業員数	
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物→収集・運搬・中間処理 合同会社ESG → 最終処分 (管理型埋立) 環境エンジニアリング株式会社・角山開発株式会社 キシレン・シアン化合物・アルコール・試薬→収集・運搬 エア・ウォーター物流株式会社→中間処理 JX金属苫小牧ケミカル株式会社→最終処分 (セメントリサイクル) 日鉄住金セメント株式会社

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油・廃酸
	排 出 量	764 t	1.9 t
	(これまでに実施した取組) ・毎月、各部署ごとの感染性廃棄物排出量の揭示。 ・特別管理産業廃棄物の減量化を図るため、医療廃棄物と感染性廃棄物の分別の推進をおこない、減量の啓蒙をしている。 ・廃棄物分別マニュアルの見直し及び周知		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油・廃酸
	排 出 量	748.7 t	1.8 t
	(今後実施する予定の取組) ・各部署の分別教育、啓蒙活動の実施。 ・廃棄物処理業者による、廃棄物削減セミナーの実施。 ・各部署に巡回し、廃棄物の削減を指導する。各部署に廃棄物の排出量を知らせ、排出量削減への啓蒙活動をおこなう。 ・削減目標2%		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・感染性廃棄物と医療系廃プラスチックの分別
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・適正な分別や、排出量削減方法の周知をおこなう。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油・廃酸
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油・廃酸
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油・廃酸
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油・廃酸
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油・廃酸
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油・廃酸
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油・廃酸
	全処理委託量	763.6 t	1.9 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油・廃酸
	全 処 理 委 託 量	748.7 t	1.8 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 廃棄物処理場視察 (適正な処理が行われているか確認)		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度 (2023 年度) 実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	766 t	
	(今後実施する予定の取組等) ・ 電子マニフェスト変更済み		
※事務処理欄			

(第6面)

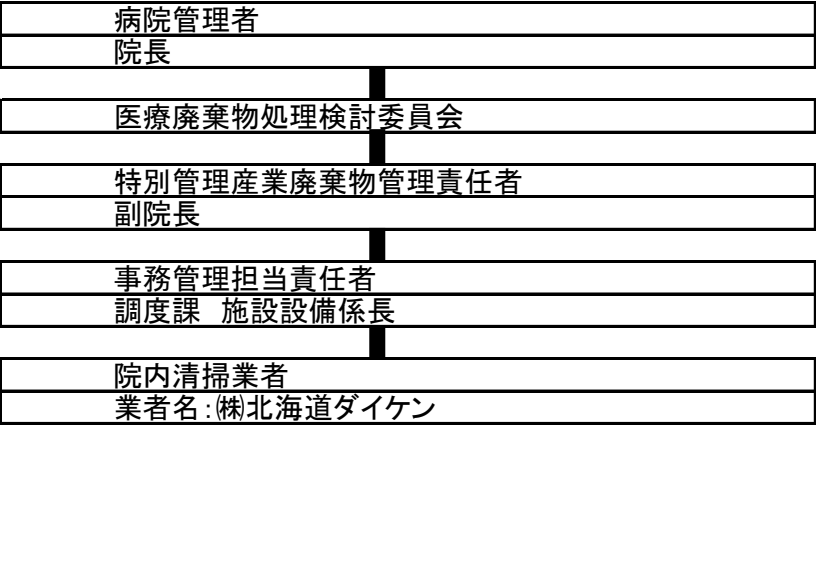
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

○廃棄物処理に関する管理体制

統括責任		副院長(特別管理産業廃棄物管理責任者)
廃棄物担当		事務部 調度課 組織人数:8名
役割	医療廃棄物処理検討委員会	○廃棄物処理に関する検討
		医療廃棄物処理業務の適正な運営を図るための委員会 ・委員長:副院長 ・委員:医師、看護師、臨床検査技師、事務職員にて組織 ・事務局:事務部調度課
	特別管理産業廃棄物管理責任者	○産業廃棄物が処理規定に基づいて適正に排出、分別、梱包、運搬等がされているかを把握し、廃棄物による感染事故の防止に努める。
	廃棄物管理担当 総務課 鈴木	○管理責任者:統括、維持、管理、現状把握
		○廃棄物担当:廃棄物の保管、管理
		○保管施設の管理
		○委託業者の教育、指導、管理
		○委託契約の締結
		○マニフェストの交付、管理
		○監督市庁への各種報告
		○その他廃棄物に関係する事項

○廃棄物処理に関する管理体制
感染性廃棄物



引火性廃油

